

平成29年度税制改正の概要（速報）

平成28年12月8日現在

I. 投資促進税制の拡充

I-①. 中小企業経営強化税制の創設、固定資産税の減免措置の拡充等※

- 中小企業投資促進税制、商業・サービス業活性化税制（特別償却、税額控除）の延長（2年間）。
- 中小企業投資促進税制の上乗せ措置に代えて、中小企業等経営強化法の認定計画に基づく設備投資を対象とした「中小企業経営強化税制」を創設し、対象設備を拡大（器具備品、建物附属設備）。
- 固定資産税の減免措置の対象設備を拡大（器具備品、建物附属設備）。

【拡充された措置の対象設備】

| 措置名 | 対象設備 | 機械装置 | ソフトウェア等 | 器具備品 | 建物附属設備 |
|------------|------|------|---------|------|--------|
| 中小企業経営強化税制 | | ○ | ○ | ◎ | ◎ |
| 固定資産税の減免措置 | | ○ | - | ◎ | ◎ |

◎は拡充された項目

I-②. 中小法人の法人税の軽減税率の延長※

- 中小法人の年800万円以下の所得に係る法人税率を15%に軽減する措置を延長（2年間）。

I-③. 地域未来投資促進税制の創設

- 地域の中核企業が行う先端ものづくり、インバウンド観光などの投資に対する減税措置（税額控除、特別償却）の創設（対象設備：機械装置、器具備品、建物、建物附属設備、構築物）
- 事業者が策定し、国・都道府県が認定する地域中核事業計画（仮称）に基づいて行う設備投資に対する減税措置。

【対象設備及び減税措置】

| 対象設備 | 特別償却 | 税額控除 |
|---------------|------|------|
| 機械・装置 | 40% | 4% |
| 器具・備品 | 40% | 4% |
| 建物、建物附属設備、構築物 | 20% | 2% |

- 総投資額2,000万円以上が対象
- 取得価額100億円が限度

（対象事業のイメージ）

- 先端ものづくり（医療機器、航空機等）
- 観光、スポーツ活用ビジネス（スポーツスタジアム等） 等

I-④. 特定の事業用資産の買換え等の特例の延長

- 長期保有の土地等を譲渡し、新たに事業用資産を取得した際の譲渡益の課税繰延を認める制度を延長（3年間）。

II. 事業承継税制の拡充、非上場株式の評価の見直し

II-①. 事業承継税制の拡充 → 人手不足による納税猶予取消リスクの増大への対応

- 自然災害や取引先の倒産、事業活動縮小などに対応するセーフティネット規定を創設。
- 小規模事業者の雇用維持要件の緩和。
- 株式を後継者に生前贈与した後に猶予取消となった場合のリスク軽減。

II-②. 非上場株式の評価の見直し → アベノクスでの株高による相続税負担増への緊急対応

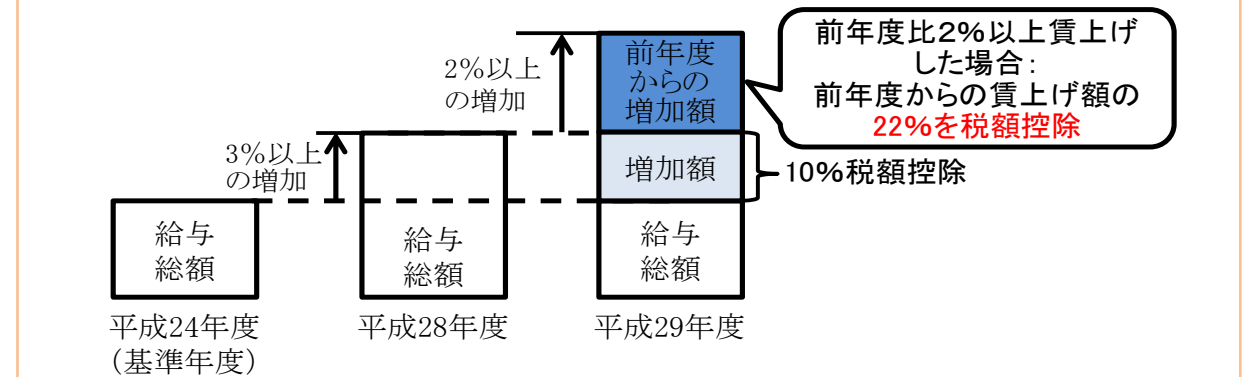
- 上場企業のグローバル連結ベースの業績を算定式に反映し、非上場株の過大な評価を是正。
- 収益を上げるほど株価が高く算定される計算方式の一部是正および利益圧縮など過度な株価対策防止のため、株価算定基礎である「利益」のウェイトを軽減。

III. 賃上げ、働き方改革に向けた税制措置

III-①. 所得拡大促進税制の拡充※

- 前年度と比べて2%以上の賃上げを行った中小企業は、現行の10%の税額控除に加えて、前年度からの増加額について、22%の税額控除を上乗せ。

所得拡大促進税制の拡充イメージ（中小企業の場合）



III-②. 所得税（配偶者控除、配偶者特別控除）の見直し

- 所得税の配偶者控除の対象となる配偶者の年収を150万円にまで拡大、最大201万円まで控除を段階的に縮小。世帯主の年収が1220万円以上の場合、適用除外。

IV. 研究開発税制の拡充

IV-①. 研究開発税制の延長・拡充※

- 大企業は試験研究費の増減に準じて控除率にメリハリ（6～14%）をつける。中小企業については、控除率を拡充（12～17%）。
- IoTなどを活用したサービス開発についても、研究開発税制の対象。

V. 事業環境整備

V-①. 外国子会社合算税制の見直し

- 外国子会社の所得を日本国内の所得とみなして合算する制度について、租税回避防止の観点から税負担基準に代えて金融資産等が一定以上の場合に合算する制度に移行。

（注）中小企業向けの租税特別措置（平成29年度税制改正については※を付した措置）については、大企業並みの所得（3年平均で15億円超）がある企業は平成31年度以降は適用対象外。